

平成28年10月1日より

千葉県内すべてのハローワークの

雇用保険電子申請事務処理を


「千葉労働局雇用保険電子申請事務センター」

で行います。

千葉県内の各ハローワークで行っている「雇用保険電子申請手続」について、申請の受理から審査・決定までの事務処理の迅速化・効率化を図るため、「千葉労働局雇用保険電子申請事務センター」で集中して行います。

* 引き続きハローワークで事務処理を行う電子申請手続については、次ページ「雇用保険電子申請手続のお問い合わせ先」をご覧ください。

* 雇用保険電子申請手続とは、ハローワークへ書類持参による手続と異なり、24時間・365日インターネットを用いて各種手続を行うことです。

詳細はこちら 

電子政府の総合窓口【e-Gov】のホームページ <http://www.e-gov.go.jp/>

電話番号：050-3786-2225 FAX：050-3786-2226

(平成28年8月～平成29年3月：平日・土日祝祭日 9時～17時まで)

【 お願い 】

- ① 電子申請書の提出先は従前どおり管轄ハローワークに提出してください。
* 電子申請における操作の変更はありませんので、電子申請画面（基本情報画面）での提出先はこれまでと同様に、管轄ハローワークを選択してください。
- ② 届出の内容について、電子申請事務センターより確認の連絡をする場合があります。
- ③ 雇用保険電子申請事務センターより、必要に応じて確認書類の添付を依頼する場合があります。
例：定年退職の方の被保険者資格喪失手続 … 定年規定部分の就業規則（写）の添付

【 千葉労働局雇用保険電子申請事務センター 】

千葉市美浜区幸町1-1-3 ハローワーク千葉内

電話：043-307-5635 FAX：043-246-5486

開庁日：平日 8時30分～17時15分（土日祝日、年末年始を除く）



雇用保険電子申請手続きのお問い合わせ先

電子申請手続きをした届出等について、お問い合わせや訂正が必要な場合は下記のお問い合わせ先までお願いします。

手続名		お問い合わせ先	
		電子申請 事務センター	ハローワーク
事業所に関する 手続き	雇用保険の事業所設置の届出		○
	雇用保険の事業所廃止の届出		○
	雇用保険の事業所の各種変更の届出		○
	雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届		○
	雇用保険事業所非該当承認申請書		○
被保険者に関する 手続き	雇用保険被保険者資格取得届	○	
	雇用保険被保険者資格喪失届（離職票交付なし・あり）	○	
	雇用保険被保険者証の再交付の申請	○	
	雇用保険被保険者転勤届	○	
	雇用保険被保険者氏名変更届	○	
	雇用保険被保険者離職票の再交付の申請		○
雇用継続給付に関する 手続き	雇用保険高年齢雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金）の申請	○	
	雇用保険高年齢雇用継続給付（高年齢再就職給付金）の申請	○	
	雇用保険育児休業給付（育児休業給付金）の申請	○	
	雇用保険介護休業給付（介護休業給付金）の申請	○	
	雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の提出及び高年齢雇用継続給付受給資格確認	○	
	雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書（育児・介護）の提出及び育児休業給付受給資格確認	○	

* 労働者の方が行う求職者給付関係、就職促進給付関係および教育訓練給付関係の手続きについては、管轄ハローワークへお問い合わせください。